

## 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業者運営規程

社会福祉法人 景福会

社会福祉法人景福会が開設する小規模多機能型居宅介護事業所「桜花台園」（以下「事業所」という。）が行う、小規模多機能型居宅介護事業および介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、運営方針、人員および管理運営等に関する事項を定める。

## （事業の目的）

第1条 この事業は、事業所の介護支援専門員、看護職員、介護職員（以下「職員」という。）が、要支援状態または要介護状態にある高齢者に対し、適正な小規模多機能型居宅介護および介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供することを目的とする。

## （運営方針）

第2条 小規模多機能型居宅介護および介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、利用を登録している要支援を含む要介護者（以下「利用者」という。）について、可能な限り利用者が住みなれた居宅、地域で暮らし続けることができるよう、24時間365日切れ目なく、その暮らしを支える総合的なサービスと援助を提供する。

2. 利用者をその居宅において、またはサービスの拠点たる事業所に通わせ、もしくは事業所に短期間宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する。加えて要支援状態の利用者に対しては、その心身機能の維持回復を通じてその生活機能の維持または向上を目指した支援を行う。
3. 利用者の暮らしを支えるため、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境ならびに家族への配慮等を踏まえて、通い・宿泊・訪問を柔軟に組み合わせてサービス提供する。
4. 各サービスの提供は、利用者がその自主性と自尊心を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るように入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、アクティビティー等の諸活動、地域交流、機能訓練、介護予防サービス等を提供したり、外出機会の確保、行政手続等の代行、家族との交流、その他利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための援助などの必要な支援を行う。
5. 画一的で一方的なサービス提供とならないよう、利用者が職員と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、手芸、ゲーム、外出、行事等を共同で行うことによって、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるよう配慮する。また介護予防については、計画に定める目標達成の度合いや利用者および家族の満足度等について常に評価を行いながらサービス改善を図る。
6. 事業の実施にあたっては地域密着型サービスの主旨を理解し、運営推進会議での意見交換を通じた運営検討を確実にを行い、さらに地域住民、久留米市、ボランティア、地域の医療・福祉サービス事業者と綿密な連携を保ちサービス提供に努める。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称と所在地は次の通り。

- ① 名称 小規模多機能居宅事業 桜花台園
- ② 所在地 久留米市高良内町字丸深田3919-7

## （従事者の職種、員数および職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次の通り。

- ① 管理者 1名。事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うと共に、自らも

利用者等を把握するものとする。

- ② 介護支援専門員 1名。居宅サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画、介護予防サービス等の利用に係る計画、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成・交付と、必要なサービスの調整、評価、他サービス事業者等との連携、そして介護等にあたる。
- ③ 看護職員 1名。利用者の健康管理、介護、機能訓練等にあたる。また予防サービスの計画作成・実施・評価等にあたる。
- ④ 介護職員 10名以上。利用者の入浴、排泄、食事等の介護、利用者の趣味活動を含むアクティビティー、その他の日常生活上の世話および予防サービスの実施にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および各サービスの営業時間は次の通り。

- ① 営業日は年中無休
- ② 営業時間
  - ア) 通いサービス：9時から17時 希望に応じて延長あり：朝8時から、夜20時まで
  - イ) 訪問サービス：24時間
  - ウ) 宿泊サービス：17時から翌朝9時（チェックイン・チェックアウト）

(登録定員と利用定員)

第6条 登録定員および各サービスの利用定員は次の通り。

- ① 登録定員は小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護を合わせ25名
- ② 利用定員（1日あたり）
  - ア) 通いサービス：1日15名の利用を限度とする。
  - イ) 宿泊サービス：1日7名の利用を限度とする。

(小規模多機能型居宅介護および介護予防小規模多機能型居宅介護の内容と利用料等)

第7条 指定小規模多機能型居宅介護および指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次の通り。指定小規模多機能型居宅介護および指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該指定小規模多機能型居宅介護および指定介護予防小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは負担割合証に対応する。(介護保険の対象となるサービス)。

- ① (通い・訪問・宿泊共通) 入浴、排泄、食事等の介護、健康管理
  - ② リハビリ等の機能訓練
  - ③ 家事などの共同生活（訪問時の家事援助も含む）、外出や趣味活動、地域交流などのアクティビティー
  - ④ 介護予防に役立つ筋力トレーニング、栄養指導、口腔ケアなど
  - ⑤ 送迎
  - ⑥ 社会生活上の便宜の提供（行政機関等への手続き代行、家族との交流など）
  - ⑦ 居宅サービス計画の立案・交付・評価、ならびに利用者が必要とする居宅サービス等の実施・利用調整と事業者間の連携調整
  - ⑧ 介護予防サービス等の利用に係る計画の立案・交付・評価、ならびに利用者が必要とする介護予防サービス等の実施・利用調整と事業者間の連携調整
  - ⑨ 小規模多機能型居宅介護計画の立案・交付・評価
  - ⑩ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の立案・交付・評価
2. 事業所は前項の支払いを受ける額その他、次の費用の支払いを利用者から受ける（介護保険の対象外で、利用料金の全額を利用者にご負担いただくサービス）。
- ① 食費（食事の提供費）

- ア) 朝食：400円
- イ) 昼食：530円
- ウ) 夕食：530円
- ② 宿泊費（1日につき）
  - エ) 2,066円（契約時の宿泊）
  - オ) 3,000円（契約以外の宿泊）
- ③ おむつは介護保険の対象外。事業所の物を使用された場合は実費にて請求する。
- ④ 通常の事業実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  
1回につき片道250円
- ⑤ 利用者の希望で参加するアクティビティー等の活動に必要なテキスト代・材料等の実費
- ⑥ 利用者の希望で購入する写真代等を含む日常生活品の実費
- ⑦ テレビ等家電の持ち込み使用料金  
1台につき1日当り 50円
- ⑧ 教養娯楽費  
1月につき 1,000円
- 3. 事業所は前項の費用の額に係るサービス提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し当該サービスの内容および費用について説明を行いその同意を得なければならない。
- 4. 事業所は法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護または指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護または指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額または地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 5. 事業所が利用者から費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、久留米市の青峰・高良内・上津・南・御井・東国分の各校区とする。ただし同校区内でも事業所から往復1時間以内で送迎・訪問可能な範囲の地域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

- 第9条 利用者は、サービス利用にあたっては次のことに留意しなければならない。
- ① サービス利用にあたっての変更は、すみやかに事業所に届け出なければならない。届け出は電話、伝言、文書等による。
  - ② 伝染性の疾患（他者に感染のおそれのある疾患も含む）を患った時は、事業所に届け出る。そしてサービス利用の可否は、主治医の指示に従う。
  - ③ 他の利用者の迷惑にならないように配慮する。また宗教・政治・営利活動を行うことはできない。
  - ④ 事業または事業所の利用にあたって、不都合が生じた場合または不都合が予想される場合は、すみやかに事業所の職員に相談する。
  - ⑤ 事業または事業所の利用にあたっての意見や思ったこと等は、適宜に事業所の職員に相談する。
  - ⑥ 故意に施設・設備を損なったときは原則として弁償する。
  - ⑦ 喫煙については、職員に場所等を相談する。

## (虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## (身体的拘束等の適正化)

第11条 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に一回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## (緊急時等における対応方法)

第12条 事業所は利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた時は、すみやかにその家族ならびに主治医もしくは協力医療機関等に連絡すると共に、受診の援助等の措置を講ずる。またその状況を当該利用者が利用中の他の居宅サービス事業者等にも連絡し必要な調整を行う。職員は管理者に状況を報告し必要な指示を受けると共に、管理者は適宜必要な措置を講ずる。なお緊急時の状況の報告だけでなく、講じた措置および結果についても家族等の関係者に報告を行う。そして全ての経過に関し記録を残す。

- 2 事業所は利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。
- 3 事業所は事故の発生またはその再発を防止するため、事故対応マニュアルの整備、リスクマネジメントの体制の確立、事故防止のための職員研修実施に努める。

## (非常災害対策)

第13条 事業所は非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害・地震等の災害に対処するための計画）を立てておく。そして非常災害に備えるため定期的に消防機関への通報、避難、救出、その他必要な訓練を行う。また日頃から地域住民との連携を図り、火災等の際に避難等の協力が得られるような体制作りに努める。

## (運営にあたっての重要事項)

第14条 事業所は小規模多機能型居宅介護および介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、次のことに留意する。

- ① 勤務体制の確保等、利用者に対し適切な小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ② 利用者に対して利用者の負担で、利用者の居宅または事業所において職員以外の者による介護を受けさせてはならない。ただしアクティビティ、地域活動への参加など、介護以外のものについてはこの限りではない。
- ③ 職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。
- ④ 事業所は、登録定員数ならびに、通いもしくは宿泊の利用定員を超えて小規模多機能型居宅介護および介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス提供を行ってはならない。ただし利用者の事情（家族の急病等）でサービスを提供する必要が生じた場合、交流会等の行事などの場合には、一時的措置として例外を認める。

- ⑤ 食事に関して食中毒および感染症の発生を防止するための対策等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めると共に、常に密接な連携を保つ。その他感染症（インフルエンザ他）についても、その発生およびまん延を防止するための国の対策通知に基づき適切な措置を講ずる。
- ⑥ 地域に開かれた事業として行われるよう、運営推進会議を尊重しその意見を事業所の運営に反映させる。また地域の住民やボランティア団体等との連携や交流に努める。さらに久留米市との密接な連携の下、市が実施する介護相談事業等の各種事業（地域住民や団体等の事業も含む）を受け入れる。
- ⑦ 利用者が特別養護老人ホーム等の施設への入所を希望した場合は、円滑に施設等への入所ができるよう必要な援助に努める。
- ⑧ 事業と各サービスの質の向上を図るため、久留米市が定める自己評価を行うと共に、外部からのサービス評価を受け、結果を公表する。また評価結果に基づき必要な改善を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第 15 条 利用者の個人情報、社会福祉法人景福会の個人情報の取り扱い規程、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。そして職員であった者に、業務上知り得た利用者、その家族の個人情報の秘密を守らせるため、職員でなくなった後においてもこれら秘密を保持すべき規定を職員との雇用契約の内容に定める。

- 2. この運営規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人景福会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

- 1. この規程は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2. この規定は平成 20 年 2 月 1 日から改定する。
- 3. この規程は平成 21 年 4 月 1 日から改定する。
- 4. この規程は平成 21 年 9 月 19 日から改定する。
- 5. この規程は平成 21 年 10 月 1 日から改定する。
- 6. この規程は平成 22 年 7 月 1 日から改定する。
- 7. この規程は平成 22 年 10 月 1 日から改定する
- 8. この規程は令和 4 年 11 月 1 日から改定する
- 9. この規程は令和 6 年 4 月 1 日から改定する
- 10. この規程は令和 6 年 8 月 1 日から改定する

### 小規模多機能型居宅介護の主な利用料金

この表は小規模多機能型居宅介護を利用する場合の利用料金の一覧です。

(ア) 介護保険の対象となる各サービス（通い・宿泊・訪問）は、何回利用しても月額定額利用料でご利用できます。この表の小規模多機能型居宅介護費は月の初日から月末までの1ヶ月間に利用登録をされている場合の金額です。月中からの利用登録と利用開始や、月中での登録解除と利用中止の場合には、小規模多機能型居宅介護費を日割計算して当該月の利用料金を算出します。なお登録後30日間は「初期加算」がプラスされます。

(イ) 保険対象外の食費・宿泊費は自費です。利用毎の利用料金を設定しています。おむつ代、テキスト代、写真代、手芸材料代などは、その都度の実費を利用料金としてお支払いいただきます。

#### 介護保険の対象となるサービスの費用（費用は負担割合証に準じ利用者が一部負担）

	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1. 小規模多機能型居宅介護費	10,423 単位 104,230 円	15,318 単位 153,180 円	22,283 単位 222,830 円	24,593 単位 245,930 円	27,117 単位 271,170 円
2. 看護職員配置加算(Ⅱ)	700 単位 7,000 円/月				
3. 総合マネジメント加算	1000 単位 10,000 円/月				
3. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350 単位 3,500 円/月				
4. 科学的介護推進加算	40 単位 400 円/月				
口腔衛生栄養スクリーニング加算	20 単位 200 円/月 (6ヶ月毎、歯科受診・LIFE 要件あり)				
認知症加算(Ⅰ)	800 単位 8,000 円/月 (対象利用者のみ加算)				
認知症加算(Ⅱ)	500 単位 5,000 円/月 (対象利用者のみ加算)				
初期加算	30 単位 300 円/日 (登録後30日間、利用毎に加算)				
<b>保険対象の利用者負担額 (負担割合1割負担の場合)</b>	<b>12,513 円</b>	<b>17,408 円</b>	<b>24,373 円</b>	<b>26,683 円</b>	<b>29,207 円</b>
<b>介護保険の対象外となるサービスの費用（全額利用者の自費負担）</b>					
7. 食費（朝食）	400 円（1食あたり）				
同（昼食）	530 円（1食あたり）				
同（夕食）	530 円（1食あたり）				
8. 宿泊費	2,066 円（契約時の宿泊1泊あたり） 3,000 円（契約以外の緊急宿泊1泊あたり）				
9. 実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費（送迎が必要な場合のみ）	実地地域：久留米市の青峰, 高良内, 上津, 南, 御井, 東国分の各校区 1回につき片道 250 円				
10. おむつ代	テープ付：1枚あたり実費, 尿取りパット：1枚あたり実費				
11. 複写物の交付	1枚あたり 10 円				
12. 家電持込使用料	1台につき1日あたり 50 円				
13. その他 日常生活品等	実費相当額（ご自分でお持ちになられる場合は不要です）				
14. 教養娯楽費	1月につき 1,000 円				

### 介護予防小規模多機能型居宅介護の主な利用料金

この表は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用する場合の利用料金の一覧です。料金の設定は上の表中の（ア）、（イ）を参照ください。

介護保険の対象となるサービスの費用（費用は負担割合証に準じ利用者が一部負担）		
1. 介護予防小規模多機能型 居宅介護費	要支援1 3,438 単位 34,380 円	要支援2 6,948 単位 69,480 円
2. 総合マネジメント加算	1000 単位	10,000 円/月
3. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350 単位	3,500 円/月
4. 科学的介護推進加算	40 単位	400 円/月
初期加算	30 単位 300 円/日（登録後 30 日間、利用毎に加算）	
保険対象の利用者負担額 （負担割合 1 割負担の場合）	3,577 円	8,338 円
介護保険の対象外となるサービスの費用（全額利用者の自費負担）		
4. 食費（朝食）	400 円（1 食あたり）	
同（昼食）	530 円（1 食あたり）	
同（夕食）	530 円（1 食あたり）	
5. 宿泊費	2,066 円（契約時の宿泊 1 泊あたり） 3,000 円（契約以外の緊急宿泊 1 泊あたり）	
6. 実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費（送迎が必要な場合のみ）	実地地域：久留米市の青峰, 高良内, 上津, 南, 御井, 東国分の各校区 1 回につき片道 250 円	
7. おむつ代	テーブル付：1 枚あたり実費, 尿取りパット：1 枚あたり実費	
8. 複写物の交付	1 枚あたり 10 円	
9. 家電持込使用料	1 台につき 1 日あたり 50 円	
10. その他日常生活品等	実費相当額（ご自分でお持ちになられる場合は不要です）	
11. 教養娯楽費	1 月につき 1,000 円	